



福島医発第3373号（地）
令和2年3月25日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療用放射線の取扱いに関する
医療法上の臨時的な取扱いについて

さて、今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より各都道府県衛生主管部（局）長宛に「新型コロナウイルス感染症に係る診療用放射線の取扱いに関する医療法上の臨時的な取扱いについて」の文書が発出されるとともに、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

本通知は、新型コロナウイルス感染症の患者等が増加している状況を踏まえ、診療用放射線に関して臨時的な取扱いとすることについて周知を依頼するものです。具体的には、エックス線診療室への移動が必ずしも適切ではない新型コロナウイルス感染疑いの患者に移動型エックス線装置等を移動して使用する場合は別紙の医療法施行規則第30条の14に規定する「特別の理由により移動して使用する場合」に該当するとの取扱いとなります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

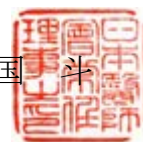
令和 2 年 3 月 6 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

城 守 国 洋



新型コロナウイルス感染症に係る診療用放射線の取扱いに関する
医療法上の臨時的な取扱いについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、厚生労働省医政局地域医療計画課より各都道府県衛生主管部(局)長宛に「新型コロナウイルス感染症に係る診療用放射線の取扱いに関する医療法上の臨時的な取扱いについて」の文書が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本通知は、新型コロナウイルス感染症の患者等が増加している状況を踏まえ、診療用放射線に関して臨時的な取扱いとすることについて周知を依頼するものです。具体的には、エックス線診療室への移動が必ずしも適切ではない新型コロナウイルス感染疑いの患者に移動型エックス線装置等を移動して使用する場合は別紙の医療法施行規則第 30 条の 14 に規定する「特別の理由により移動して使用する場合」に該当するとの取扱いとなります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解頂くとともに、貴会管下関係医療機関等への周知方につきご高配のほどお願い申し上げます。

＜参考・医療法施行規則抜粋＞

（使用の場所等の制限）

第三十条の十四 病院又は診療所の管理者は、次の表の上欄に掲げる業務を、それぞれ同表の中欄に掲げる室若しくは施設において行い、又は同欄に掲げる器具を用いて行わなければならない。ただし、次の表の下欄に掲げる場合に該当する場合は、この限りでない。

エックス線装置 の使用	エックス線診療室	特別の理由により移動して使用する場合又は特別の理由により診療用高エネルギー放射線発生装置使用室、診療用粒子線照射装置使用室、診療用放射線照射装置使用室、診療用放射線照射器具使用室、診療用放射性同位元素使用室若しくは陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室において使用する場合（適切な防護措置を講じた場合に限る。）
----------------	----------	--

（以下省略）＋

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 4 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

新型コロナウイルス感染症に係る診療用放射線の取扱いに関する医療法上の
臨時的な取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県、保健所設置市及び特別区衛生主管部（局）長あて通知しましたので、その内容について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますようお願いいたします。



事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 4 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長

厚生労働省医政局地域医療計画課

新型コロナウイルス感染症に係る診療用放射線の取扱いに関する医療法上の
臨時的な取扱いについて

病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについては、「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」（平成 31 年 3 月 15 日付け厚生労働省医政局長通知）等に基づき、管下の医療機関に対して指導をお願いしているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の患者等が増加している状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて、下記のとおり定めましたので、御了知されるとともに、貴管下の関係医療機関等に周知方お願いいたします。

記

新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる患者であって、医師の判断によりエックス線装置における撮影が必要と判断され、かつ、エックス線診療室への移動が必ずしも適切ではない患者に対して、移動型透視用エックス線装置、携帯型透視用エックス線装置及び移動型 CT エックス線を除く移動型エックス線装置又は携帯型エックス線装置を移動して使用する場合は、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）第 30 条の 14 に規定する「特別の理由により移動して使用する場合」に該当すること。

なお、この場合においては、必要に応じて一時的に管理区域を設け、規則第 30 条の 16 に定める管理区域の基準を満たし、管理区域の設定に係る記録を行うこと。